

青森県報

第三千九十九号

平成二十一年
六月十九日
(金曜日)

目 次

公 告

大規模小売店舗の変更の届出……………(経営支援課) ……一

右 同……………() ……二

右 同……………() ……三

右 同……………() ……四

右 同……………() ……五

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)……………(事務局) ……六

公 告

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

大規模小売店舗の名称及び所在地

変更前	浪岡ショッピングセンター 南津軽郡浪岡町大字浪岡字松島一三外	変更後	浪岡ショッピングセンター 青森市浪岡大字浪岡字松島一五	変更 年月日	平成 二〇一 一
-----	-----------------------------------	-----	--------------------------------	-----------	----------------

- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の二
代表取締役 村井正平
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役社長 反田悦生	変更後	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 勝浦二郎	変更 年月日	平成 二〇一 四
変更前	ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一四 代表取締役社長 前田勝敏	変更後	ホームック株式会社 北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目一の一四 代表取締役 柴田憲次	変更 年月日	二〇一 五・二 六
変更前	株式会社大創産業 広島県東広島市西条町大字吉行字向一の六〇 代表取締役 矢野博文	変更後	株式会社大創産業 広島県東広島市西条町吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博文	変更 年月日	一六・三 一
変更前	ジャスコフオート株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 本田進	変更後	同上	変更 年月日	一七・八 二〇
変更前	株式会社ニューステップ 東京都中央区新川一丁目二二の一五 五茅場町中野ビル五階 代表取締役 高田覚司	変更後	同上	変更 年月日	一七・二 二〇
変更前	株式会社あきもと 北津軽郡金木町大字金木字朝日山一七七 代表取締役 秋元和雄	変更後	同上	変更 年月日	二〇・七 二〇

花ドーム株式会社
 秋田県大館市字太田面四一四の四
 代表取締役 虻川貞久
 一七・九・一七

四 届出年月日

平成二十一年六月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び青森市役所

2 期間

平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、青森市役所にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

八戸城下ショッピングセンター

八戸市城下二丁目一の六外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前

変 更 後

変更年月日

マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 原田昭彦	マックスバリュ東北株式会社 秋田県秋田市土崎港北一丁目六の二五 代表取締役 勝浦二郎	平成 二〇・五・一四
ジャスコフオート株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 本田進	株式会社キタムラ 高知県高知市本町四丁目一の一六 代表取締役 武川泉	三・一・一
株式会社大創産業 広島県東広島市西条大字吉行字向一の六〇 代表取締役 矢野博文	株式会社大創産業 広島県東広島市西条吉行東一丁目四の一四 代表取締役 矢野博文	一六・三・一
株式会社ニューステップ 東京都千代田区神田錦町一丁目一 代表取締役 高田寛司	株式会社ジーフット 愛知県名古屋市中千種区今池三丁目四の一〇 代表取締役 服部博幸	三・二・三
有限会社西町 八戸市柏崎一丁目八の二二一 代表取締役 石橋順夫	株式会社書林 東京都板橋区東坂下一丁目三の一 代表取締役 加来正純	一七・三・二〇 一七・五・三

四 届出年月日

平成二十一年六月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び八戸市庁

2 期間

平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、八戸市庁にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

ジャスコシティ藤崎

南津軽郡藤崎町大字西豊田一丁目七の一外

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前	変更後	変更年月日
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 岡田元也	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 村井正平	平成 二〇・八・三
有限会社平安堂薬局 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井二八の一八 代表取締役 長谷川顕雄	有限会社平安堂薬局 南津軽郡藤崎町大字藤崎字中村井二八の一八 代表取締役 長谷川臣	一五・九・二
株式会社きたえん 南津軽郡浪岡町大字浪岡字稲村一六〇の八 代表取締役 大崎松雄	株式会社きたえん 青森市浪岡大字浪岡字稲村一六〇の八 代表取締役 大崎勢恵子	(代表者変更) 一四・八・九 (住所変更) 一七・四・一
株式会社富士メガネ 北海道札幌市中央区南二条西四丁目七 代表取締役 金井重博	株式会社富士メガネ 北海道札幌市中央区南二条西四丁目七 代表取締役 金井昭雄	一四・八・九
株式会社三貴 東京都豊島区東池袋三丁目四の三 代表取締役 木村和臣		一五・二・二〇
株式会社錦 愛知県小牧市大字三ツ淵惣作一三五〇 代表取締役 竹内義典		一八・五・七
株式会社ブルーグラス 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 野口禎一郎		一八・八・二〇

届出年月日 平成二十一年六月九日	届出書の縦覧	1 場所 青森県商工労働部経営支援課及び藤崎町役場	2 期間 平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで	3 時間 午前八時三十分から午後五時三十分まで ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。	六 意見書の提出 この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
株式会社ラグノオささき 弘前市大字百石町九 代表取締役 木村公保	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 中山章	有限会社工フ 三戸郡五戸町大字上市川字石呑四 一の六 代表取締役 佐々木千尋	弘前市大字駅前二丁目一の七 代表取締役 小笠原新一	一九・二・三	一九・八・九

- 四 届出年月日
平成二十一年六月九日
- 五 届出書の縦覧
- 1 場所
青森県商工労働部経営支援課及び藤崎町役場
- 2 期間
平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで
- 3 時間
午前八時三十分から午後五時三十分まで
ただし、藤崎町役場にあつては、その執務時間内とする。
- 六 意見書の提出
この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。
- 1 提出期限
平成二十一年十月十九日
- 2 提出先
青森県商工労働部経営支援課
- 3 記載事項
(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所
(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

- 一 大規模小売店舗の名称及び所在地
七戸ショッピングセンター
上北郡七戸町字笹田川久保二七の二
- 二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
イオンリテール株式会社
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一
代表取締役 村井正平
- 三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
イオン株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 岡田元也	イオンリテール株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一 代表取締役 村井正平	平成 二〇・八・三
株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の一 代表取締役社長 曲淵恵美子	株式会社タツミヤ 東京都八王子市暁町一丁目三二の一 代表取締役 指田努	一六・一〇・八
ジャスコフオート株式会社 千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目六 代表取締役 本田進	株式会社キタムラ 高知県高知市本町四丁目一の二六 代表取締役 武川泉	三・一・一

株式会社かとう 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢 七八の一四 代表取締役 加藤恒雄	株式会社ブルーグラス 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五 の一 代表取締役社長 野口禎一郎	株式会社未来屋書店 千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目六 代表取締役 中山章	一七・八・二〇 一五・二・二〇 一五・一・二四
---	--	---	-------------------------------

四 届出年月日

平成二十一年六月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及び七戸町役場

2 期間

平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、七戸町役場にあつては、その執務時間内とする。

六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

大規模小売店舗の変更の届出

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第一項の規定による大規模小売店舗の変更の届出があつたので、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により次のとおり公告する。

平成二十一年六月十九日

青森県知事 三 村 申 吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンモール下田

二 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変 更 前	変 更 後	変 更 年月日
下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中野平四〇の 一 代表取締役 小西幸夫	下田タウン株式会社 上北郡おいらせ町中野平四〇の 一 代表取締役 敷中博	平成 二一・五・一五

三 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

イオンリテール株式会社

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目五の一

代表取締役 村井正平外

四 届出年月日

平成二十一年六月九日

五 届出書の縦覧

1 場所

青森県商工労働部経営支援課及びおいらせ町役場

2 期間

平成二十一年六月十九日から同年十月十九日まで

3 時間

午前八時三十分から午後五時三十分まで

ただし、おいらせ町役場にあつては、その執務時間内とする。
六 意見書の提出

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を提出することができる。

1 提出期限

平成二十一年十月十九日

2 提出先

青森県商工労働部経営支援課

3 記載事項

(一) 意見書の提出者の氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）及び住所

(二) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称

(三) 意見及びその理由

4 言語

意見書は、日本語により記載すること。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第三十号

平成二十一年六月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第五項並びにこれを準用する同法第七十五条第五項、第七十六条第四項、第八十条第四項、第八十一条第二項及び第八十六条第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成二十一年六月十九日

青森県選挙管理委員会委員長 川村能人

一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数

二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
二六、二八六 人

三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

東津軽郡選挙区	八、一七一 人
西津軽郡選挙区	六、五七〇 人
南津軽郡選挙区	六、九〇四 人
北津軽郡選挙区	八、四三四 人
上北郡選挙区	二八、九六七 人
三戸郡選挙区	二一、八七〇 人
青森市選挙区	八四、一五〇 人
弘前市選挙区	五一、三二〇 人
八戸市選挙区	六五、八四五 人
黒石市選挙区	一〇、二六九 人
五所川原市選挙区	二〇、九五五 人
十和田市選挙区	一八、一〇〇 人
三沢市選挙区	一、二〇〇 人
むつ市選挙区	二二、八九五 人
つがる市選挙区	一〇、六三六 人
平川市選挙区	一一、九五八 人

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭